

二、三八六、八〇〇円	二、三九二、八〇〇円
二、五二三、七〇〇円	二、五二〇、〇〇〇円
二、五七八、五〇〇円	二、五八四、九〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、六四六、八〇〇円
二、七二八、四〇〇円	二、七三五、二〇〇円
二、七八〇、三〇〇円	二、七八七、三〇〇円
二、九三〇、七〇〇円	二、九三八、〇〇〇円
三、〇〇五、四〇〇円	三、〇一二、九〇〇円
三、〇八三、二〇〇円	三、〇九〇、九〇〇円
三、二二三、三〇〇円	三、二四一、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、三九三、〇〇〇円
三、四二四、〇〇〇円	三、四三二、六〇〇円
三、五四九、〇〇〇円	三、五五七、九〇〇円
三、七二六、四〇〇円	三、七三五、七〇〇円
三、九〇二、一〇〇円	三、九一一、九〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	四、〇二〇、六〇〇円
四、一六、四〇〇円	四、一六、七〇〇円
四、三三一、二〇〇円	四、三四二、〇〇〇円
四、五四一、四〇〇円	四、五五二、八〇〇円
四、五八二、七〇〇円	四、五九四、二〇〇円
四、七四六、一〇〇円	四、七五八、〇〇〇円
四、九五二、二〇〇円	四、九六四、六〇〇円
五、一五七、二〇〇円	五、一七〇、一〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、三七四、二〇〇円
五、四八九、四〇〇円	五、五〇三、一〇〇円
五、六二六、三〇〇円	五、六四〇、四〇〇円
五、八九〇、二〇〇円	五、九〇四、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八九〇、二〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。

内閣総理大臣 小淵 恵三

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第十二号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第二条第一項中「介護業務」を「介護関係業務」に、「につき」を「に対し」に、「その他の介護」を「等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであつて労働省令で定めるもの」に改める。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「専ら介護業務を業として」を「介護事業を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「介護業務」を「介護関係業務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「介護事業」とは、介護関係業務を行う事業をいう。

第八条第一項中「事業主のうち政令で定める事業を行うもの（以下「特定事業主」という。）は、」を「事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴い」に改め、同条第三項中「特定事業主」を「事業主」に改める。

第九条第一項中「特定事業主（を「事業主（に、」「認定特定事業主」を「認定事業主」に改め、同条第二項中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に、「第六十四条」を「第六十二条」の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の助成及び援助（雇用保険法第六十三条の能力開発事業として行うものに限る。）を行うに当たつては、同項の認定事業主が講ずる措置に係る者であつて、当該認定事業主に同法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐるものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

第十一条及び第十二条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十三条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第十四条中「介護業務」を「介護関係業務」に、「雇用情報」を「介護関係業務に係る労働力の需給の状況並びに求人及び求職の条件、介護労働者の雇用管理の状況その他必要な雇用に関する情報（次項において「雇用情報」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職業安定機関及び職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力の需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実に、労働力の需給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第十七条第二号中「負傷、疾病等に関する援助」を「者が資金の支払を受けることが困難となつた場合の保護」に改める。

第十八条の見出し中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改め、同条第一項中「雇用保険法」の下に「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法」を加え、同項第一号及び第三号中「事業主」を「認定事業主」に改め、同項第四号中「職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る」を削り、「研修」を「教育訓練」に改め、同条第二項中「第六十四条」を「第六十二条から第六十四条まで」に改め、同条第三項及び第四項中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条第一項第五号並びに第三十条（見出しを含む。）中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第三十二条第一項第一号中「特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための」を「認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な」に改め、同項第二号中「施設」を「設備」に改める。

第三十三条の前の見出しを削り、同条中「一」を「いづれかに」、「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（報告の徴収に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際、改正前の第十二条の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、改正前の同条

租税特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第十三号

租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（目次）「第七十条の十一」を「第七十条の十二」に、「第八十四条の四」を「第八十四条の五」に、「第八十七条の四」を「第八十七条の五」に改める。

（第六条第一項、第二項及び第四項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「国外に」を「氏名又は名称及び国外に」に、「本店又は」を「名称及び本店又は」に、「前項各号」を「前項第一号」に、「内国法人」を「同項第二号中「内国法人」に」と読み替える）を「と、外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替える）に改め、同条第十項及び第十三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（第七条中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（第十条第二項中「百分の六（平成十二年分については、百分の十）」を「百分の十」に改める。

（第十条の二第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に、「又は第三号から第六号まで」を「第三号又は第五号」に改め、「第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。」を削り、「第六号」を「同号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

（第十条の三第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（規定（改正前の同条の規定に係る罰則を含む）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（雇用・能力開発機構の債務保証業務に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に行われている改正前の第三十二条第一項第一号及び第二号の債務の保証に係る雇用・能力開発機構の業務については、改正前の同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣 宮澤 喜一
労働大臣 牧野 隆守
内閣総理大臣 小淵 恵三

第十条の四第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項及び第四項中「百分の七に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改める。

（第十条の六第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「割合をいう。以下この項において同じ。」を「割合をいう。」に、「百分の五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に〇・二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の三を加算した割合）」を「百分の四」に改める。

（第十条の七第一項中「平成十二年五月三十一日」を「平成十三年五月三十一日」に改め、「第十二条の二第二項を除く。」を削り、同条第三項中「第十二条の二第二項を除く。」を削る。

（第十一条の二第二項中「百分の十二」を「百分の十一」に改める。

（第十一条の三第二項中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」の下に「平成九年法律第二十八号」を加え、「以下この項において「特定技術革新設備」という。」を削り、「場合は百分の二十とし、当該個人の営む事業が産業活力再生特別措置法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する特定業種に属する事業に該当し、かつ、当該個人に係る当該技術革新設備が特定技術革新設備に該当するものである場合は百分の二十五とする。」を「場合には、百分の二十」に、「として所得税法第四十九条第一項」を「として同項」に改め、同条第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（第十一条の四第一項中「十二年以内の」を「十四年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

六 適用期間の開始の日から十四年以内を取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

（第十一条の五第一項中「又は建設」を「若しくは建設」に、「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）を」を「取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設」に改め、同項の表の第一号中「平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、「当該設備であつて政令で定めるものうち、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十二とし、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。」を削り、同表に次の一号を加える。

三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条第二項に規定する不正アクセス行為からの防御に資する設備として大蔵省令で定めるものを事業の用に供する第十条第二項に規定する中小企業者に該当する個人	平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の二十
---	--------------------------	------------------	-------

（第十一条の五第二項中「特定電気通信設備」を「特定電気通信設備等」に改める。

（第十一条の六第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（第十一条の七第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「分別基準適合物」の下に「又は特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を加える。

（第十一条の八第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「承認」を「同意」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

（第十二条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第四号中「過疎地域活性化特別措置法」を「旧過疎地域活性化特別措置法」に、「過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区並びに」を「過疎地域に類する地区として政令で定める地区及び」に改める。